（住宅宅地債券積立者の募集及び選定）

第五条　公庫は、住宅宅地債券令（昭和三十八年政令第百四十六号）第四条に規定する住宅宅地債券積立者（以下「積立者」という。）を選定しようとするときは、募集の方法によつてしなければならない。

2　前項の募集に当たつては、次の各号に掲げる事項を広告するものとする。

一　［略］

二　次のイ及びロに掲げる区分に応じ、それぞれ当該イ及びロに定める事項

イ　区分所有者団体引受住宅宅地債券（住宅宅地債券令第一条第二項に規定する区分所有者団体引受住宅宅地債券をいう。以下同じ。）以外の住宅宅地債券に係る積立者を募集する場合　積立者が引き受けることとなる住宅宅地債券についての割引率、額面金額及び払込額（積立期間（住宅宅地債券の募集の広告の日から最終払込みの日までの期間をいう。以下この号において同じ。）内に金融情勢の変化による割引率の変更及びそれに伴う額面金額又は払込額の変更があるものとして募集する場合は、それぞれ当該募集の広告の日における割引率、額面金額の予定額及び払込みの概算額（当該募集の広告の日における割引率により計算して得られる払込額をいう。）とし、積立期間内にこれらの変更を行うことがある旨を付記するものとする。）

ロ　［略］

［三～七　略］

3　［略］

第六条　公庫は、前条第一項の募集に応じた者の数（区分所有者団体引受住宅宅地債券に係る募集の場合にあつては、募集に応じた者が希望する積立ての口数の合計）が同条第二項第六号に規定する当該募集に係る積立者の数を超える場合においては、抽せんその他公正な方法により積立者を選定しなければならない。

（積立手帳）

第七条　公庫は、前条の規定により積立者を選定したときは、積立者に第五条第二項各号に掲げる事項、その者の住所及び氏名（区分所有者団体引受住宅宅地債券の積立者にあつては、その住所及び名称並びに管理者又は理事の住所及び氏名）並びに記番号を記載した積立手帳（以下「手帳」という。）を交付するものとする。

［2～4　略］

（住宅宅地債券申込証の記載事項）

第八条　住宅宅地債券令第三条第一項に規定する主務省令で定める事項は、手帳の記番号とする。

（住宅宅地債券発行の認可申請書の記載事項）

第九条　住宅宅地債券令第九条第一項第二号に規定する主務省令で定める事項は、区分所有者団体引受住宅宅地債券以外の住宅宅地債券の場合にあつては当該年度に住宅宅地債券を引き受けることとなる積立者（当該年度において第六条の規定により積立者に選定しようとする者を含む。以下この条において同じ。）の総数及び当該積立者が引き受けることとなる住宅宅地債券の申込みの回数により区分した数とし、区分所有者団体引受住宅宅地債券の場合にあつては当該年度に区分所有者団体引受住宅宅地債券を引き受けることとなる積立者に係る積立ての総口数とする。

（住宅宅地債券積立者の募集及び選定）

第二十一条の二　公庫は、住宅宅地債券及び宅地債券令（昭和三十八年政令第百四十六号）第四条に規定する住宅宅地債券積立者（以下「積立者」という。）を選定しようとするときは、募集の方法によつてしなければならない。

2　前項の募集に当たつては、次の各号に掲げる事項を広告するものとする。

一　［同上］

二　次のイ及びロに掲げる区分に応じ、それぞれ当該イ及びロに定める事項

イ　区分所有者団体引受住宅宅地債券（住宅宅地債券及び宅地債券令第一条第二項に規定する区分所有者団体引受住宅宅地債券をいう。以下同じ。）以外の住宅宅地債券に係る積立者を募集する場合　積立者が引き受けることとなる住宅宅地債券についての割引率、額面金額及び払込額（積立期間（住宅宅地債券の募集の広告の日から最終払込みの日までの期間をいう。以下この号において同じ。）内に金融情勢の変化による割引率の変更及びそれに伴う額面金額又は払込額の変更があるものとして募集する場合は、それぞれ当該募集の広告の日における割引率、額面金額の予定額及び払込みの概算額（当該募集の広告の日における割引率により計算して得られる払込額をいう。）とし、積立期間内にこれらの変更を行うことがある旨を付記するものとする。）

ロ　［同上］

［三～七　同上］

3　［同上］

第二十一条の三　公庫は、前条第一項の募集に応じた者の数（区分所有者団体引受住宅宅地債券に係る募集の場合にあつては、募集に応じた者が希望する積立ての口数の合計）が同条第二項第六号に規定する当該募集に係る積立者の数を超える場合においては、抽せんその他公正な方法により積立者を選定しなければならない。

（積立手帳）

第二十一条の四　公庫は、前条の規定により積立者を選定したときは、積立者に第二十一条の二第二項各号に掲げる事項、その者の住所及び氏名（区分所有者団体引受住宅宅地債券の積立者にあつては、その住所及び名称並びに管理者又は理事の住所及び氏名）並びに記番号を記載した積立手帳（以下「手帳」という。）を交付するものとする。

［2～4　同上］

（住宅宅地債券申込証の記載事項）

第二十一条の五　住宅宅地債券及び宅地債券令第三条第一項に規定する主務省令で定める事項は、手帳の記番号とする。

（住宅宅地債券発行の認可申請書の記載事項）

第二十一条の六　住宅宅地債券及び宅地債券令第九条第一項第二号に規定する主務省令で定める事項は、区分所有者団体引受住宅宅地債券以外の住宅宅地債券の場合にあつては当該年度に住宅宅地債券を引き受けることとなる積立者（当該年度において第二十一条の三の規定により積立者に選定しようとする者を含む。以下この条において同じ。）の総数及び当該積立者が引き受けることとなる住宅宅地債券の申込みの回数により区分した数とし、区分所有者団体引受住宅宅地債券の場合にあつては当該年度に区分所有者団体引受住宅宅地債券を引き受けることとなる積立者に係る積立ての総口数とする。